

第3次銚子市男女共同参画計画



平成30年3月

銚子市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

| | |
|------------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 1 |
| 3. 計画の期間 | 1 |
| 4. 基本理念 | 2 |
| 5. 基本目標 | 2 |
| 6. 重点施策 | 2 |
| 7. 計画の体系 | 3 |

第2章 計画の内容

基本目標I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

| | |
|-------------------------------|---|
| 課題1 男女共同参画への意識づくり | 5 |
| 課題2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進 | 8 |

基本目標II あらゆる暴力を根絶する環境づくり【DV防止基本計画含む】

| | |
|------------------------|----|
| 課題3 暝力を許さない環境の整備 | 10 |
| 課題4 DV被害者支援の充実 | 14 |

基本目標III 男女がともに輝き、活動できる地域づくり【女性活躍推進計画含む】

| | |
|-------------------------------------|----|
| 課題5 労働の場における男女共同参画の促進 | 16 |
| 課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 | 19 |
| 課題7 あらゆる分野における女性活躍の促進 | 23 |

基本目標IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

| | |
|--------------------------|----|
| 課題8 生涯を通じた心身の健康づくり | 27 |
| 課題9 安心して暮らせる環境の整備 | 29 |

基本目標V 計画の推進

| | |
|--------------------|----|
| 課題10 推進体制の充実 | 31 |
| 指標一覧 | 33 |

資 料

| | |
|--|----|
| 第3次銚子市男女共同参画計画の策定経過 | 34 |
| 銚子市男女共同参画計画推進委員会委員名簿 | 35 |
| 男女共同参画基本法 | 36 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法） | 40 |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） | 49 |
| 男女共同参画推進行政のあゆみ | 56 |

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少が急速に進み、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、なお一層求められています。

本市ではこれまで男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を実施してきましたが、市民を対象に平成28年12月に実施した「男女共同参画社会づくりのための調査」(以下、「意識調査」という。) や「銚子市男女共同参画計画(第2次)」の取組状況調査の結果からは、「固定的な性別役割分担意識」がいまだに根強く残っていることやDVによる人権侵害などの課題が多くあることがわかりました。

このような状況を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進するため、「第3次銚子市男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」にあたり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、千葉県の「第4次千葉県男女共同参画計画」及び「銚子市総合計画」との整合性に配慮するとともに、前計画である「銚子市男女共同参画計画(第2次)」の成果を引き継ぐものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含む計画です。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2022年度までの5年間とします。

4. 基本理念

本市の目指す男女共同参画社会の実現にあたり、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる豊かで活力のある社会の形成のため、次の基本理念を掲げます。

一人ひとりが人として尊重され、
その個性と能力を発揮できる社会の形成

5. 基本目標

本計画では5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

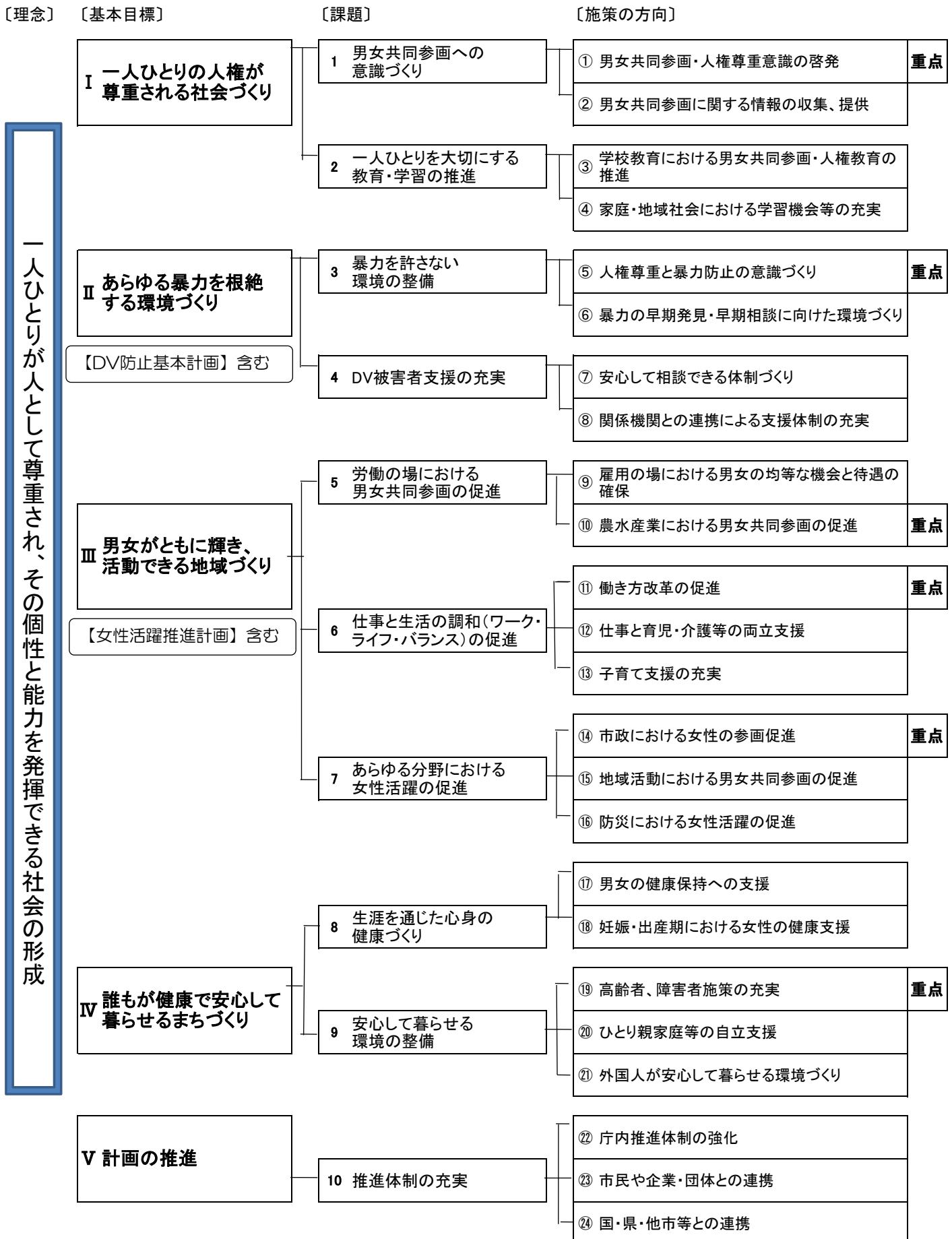
- I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり
- II あらゆる暴力を根絶する環境づくり
- III 男女がともに輝き、活動できる地域づくり
- IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり
- V 計画の推進

6. 重点施策

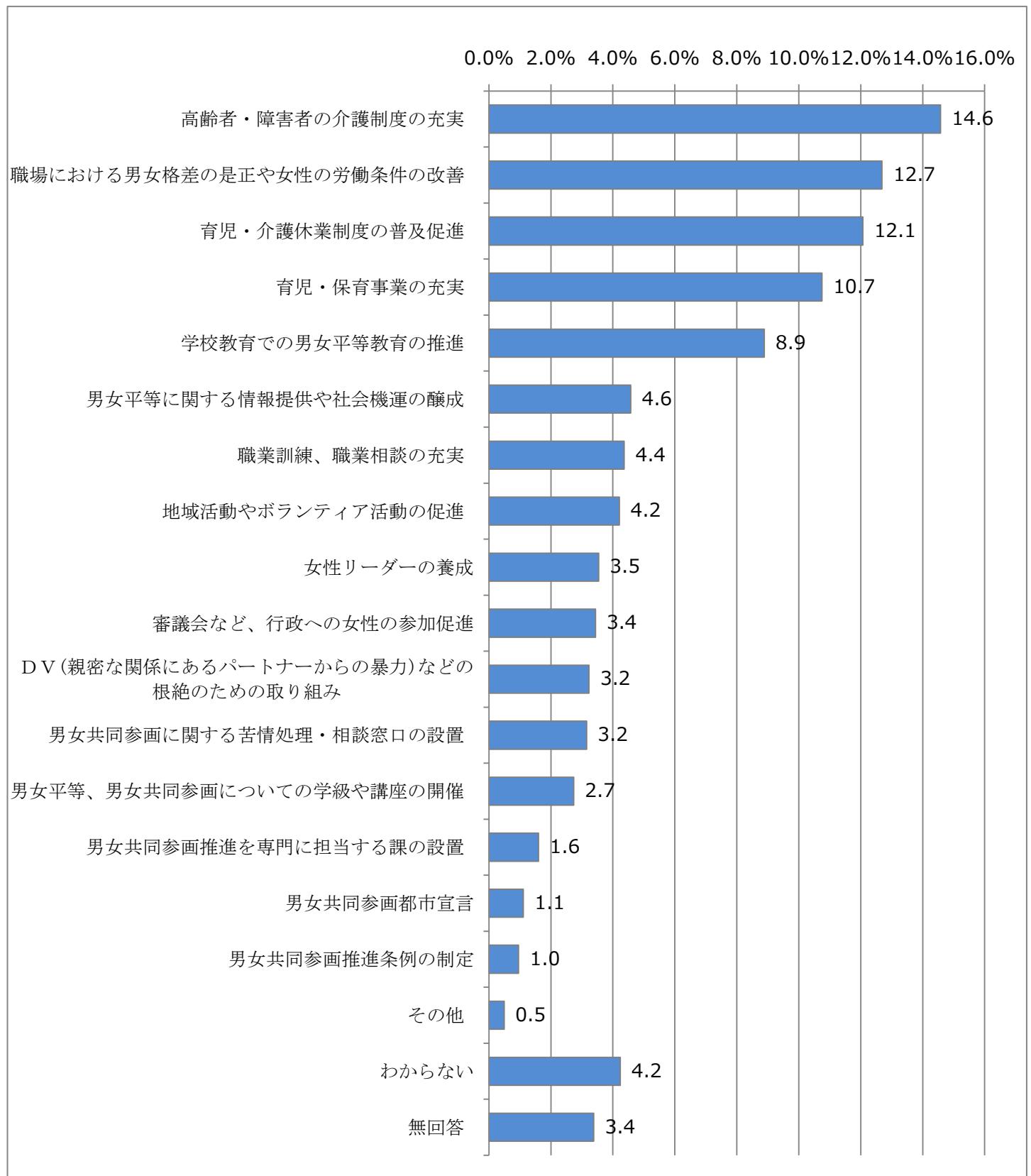
これまでの男女共同参画推進に向けた取組から顕在化した課題や市民意識調査等により市民から寄せられた声を参考に、本計画においては、次の6つを重点施策とします。

- ① 男女共同参画・人権尊重意識の啓発
- ② 人権尊重と暴力防止の意識づくり
- ③ 農水産業における男女共同参画の促進
- ④ 働き方改革の促進
- ⑤ 市政における女性の参画促進
- ⑥ 高齢者、障害者施策の充実

7. 計画の体系



男女共同参画政策への要望



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

第2章 計画の内容

※担当部署名については平成30年4月現在の名称

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底となる基本理念です。すべての人が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには“女性だから、男性だから”と性別に基づいて役割を固定したり、行動や選択を制限するといった「固定的な性別役割分担意識※¹」の解消を図る必要があります。

しかし、社会通念・慣習・しきたりにおいては依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、このことが女性の社会参画を阻害するばかりでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなっているため、その解消は社会全体の重要な課題です。

性別や国籍、年齢、身体的状況といった違いだけでなく、価値観や生き方の違いを尊重し、すべての人がその個性と能力を活かして自分らしく生きることのできる社会を目指して、人権尊重・男女共同参画の意識を浸透させるため、啓発や教育、学習機会の充実を図ります。

課題1 男女共同参画への意識づくり

意識調査で男女平等意識について聞いたところ、「社会通念・慣習で」「政治や政策決定の場で」「社会全体として」の各項目で、「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」を合わせた男性優遇意識が5割を超えていました。

また、どの分野においても男性より女性の方が「男性優遇」と答える割合が高く、特に女性の30歳代以降でその割合が高くなっていることから、女性の意識の中には「男性優遇」という女性の地位への不平等感が強いことがうかがえます。

さらに男女の役割分担について聞いたところ、食事の支度や後片付け、掃除、洗濯といった家事は、主に妻の仕事となっていることが多く、依然として「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることがわかります。今後も引き続き男女共同参画の意識啓発を行っていくことが必要です。

※1 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

【施策の方向① 男女共同参画・人権尊重意識の啓発】 **重点**

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-------|
| 1 | 【男女共同参画に関する講座等の実施】 男女共同参画社会の実現に向けた講座や講演会を実施します。 | 企画室 |
| 2 | 【法制度の周知】 男女共同参画社会基本法をはじめ、各関連法制度の周知に努めます。 | 企画室 |
| 3 | 【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員と連携し、人権尊重についての広報・啓発に努めます。 | 秘書広報課 |
| 4 | 【男女共同参画に関する情報発信】★新規★ 市ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。 | 企画室 |
| 5 | 【男女共同参画の視点に立った広報活動】★新規★ 広報紙やその他様々な媒体において、男女共同参画の視点に立った広報活動に努めます。 | 秘書広報課 |
| 6 | 【障害のある人への理解と権利擁護】★新規★ 障害のある人の権利を擁護し、障害を理由とした差別の克服や解消に向けて勉強会・研修会を開催します。 | 障害支援室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|----------------|-------|-------|
| 1 | 講座・講演会の開催 | 年1回以上 | 企画室 |
| 3 | 人権意識啓発活動の実施 | 年2回以上 | 秘書広報課 |
| 4 | 市ホームページ等での情報発信 | 月1回以上 | 企画室 |
| 6 | 研修会等の実施 | 年1回以上 | 障害支援室 |

【施策の方向② 男女共同参画に関する情報の収集、提供】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|--|-------|
| 7 | 【男女共同参画市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します。 | 企画室 |
| 8 | 【資料の充実】 男女共同参画に関する資料の収集と提供に努めます。 | 公正図書館 |
| 9 | 【企画展の開催】★新規★ 男女共同参画週間に合わせて関連図書の企画展を開催します。 | 公正図書館 |

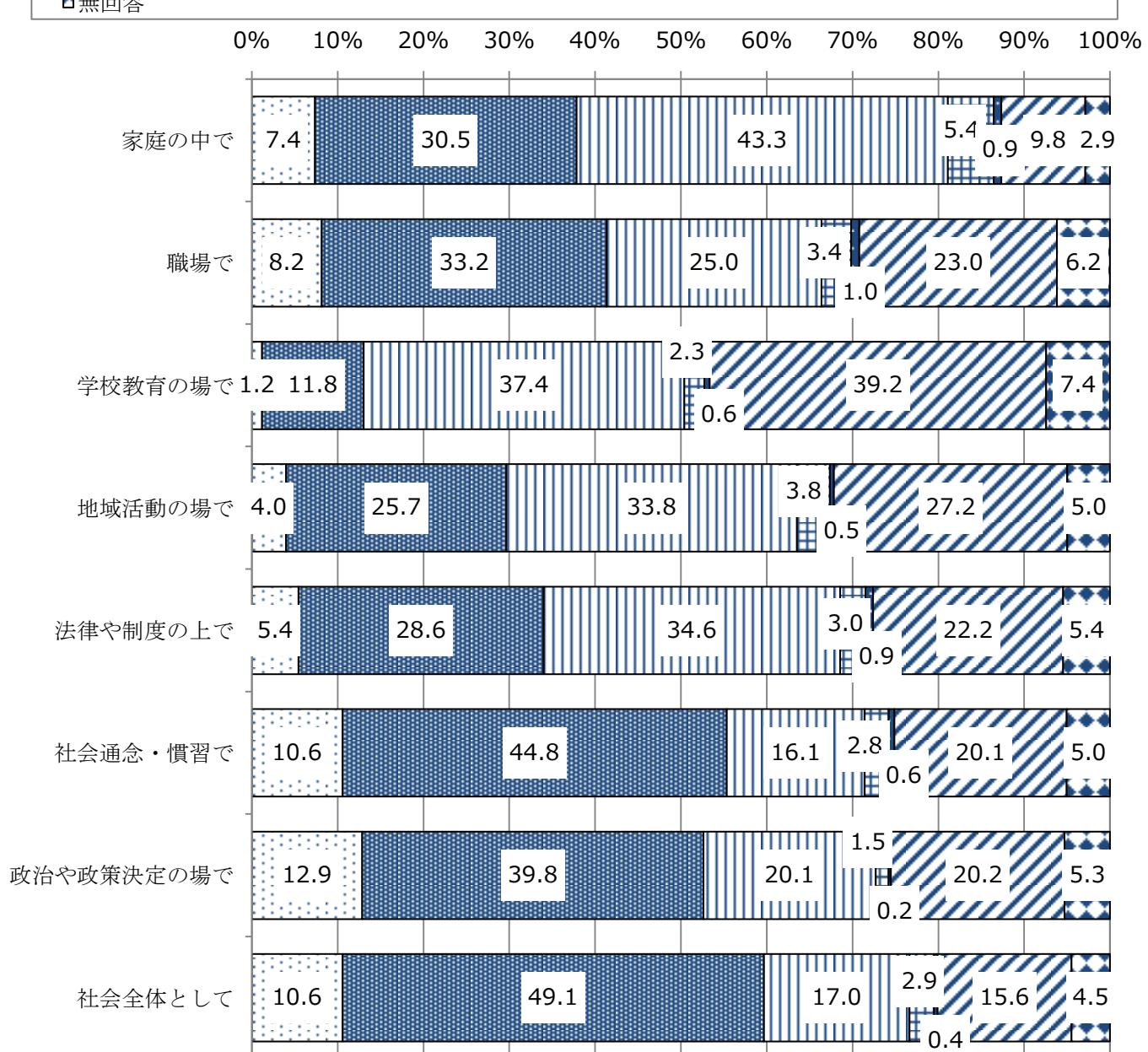
◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|--------------------|-------|-------|
| 9 | 男女共同参画に関する図書の企画展開催 | 年1回以上 | 公正図書館 |

各分野における男女平等感

- 男性のほうが非常に優遇されている
- 平等
- 女性のほうが非常に優遇されている
- 無回答

- どちらかといえば男性のほうが優遇されている
- どちらかといえば女性のほうが優遇されている
- わからない



課題2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

男女平等・男女共同参画の意識を社会全体に浸透させるために教育の果たす役割は非常に重要です。児童・生徒の発達段階に応じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などを理解させ、次世代を担う子ども達が自らの希望で自分らしい多様な選択ができるように指導していく必要があります。

また、教職員、保護者や地域住民など、子どもと日常的に接する大人たちの行為や言動が、子ども達に大きな影響を与えることに留意する必要があります。そのため教職員に対して男女共同参画の視点からの指導方法などについて研修機会の充実を図り、また、保護者や地域住民に対して男女共同参画意識の啓発や学習の機会を設けることが必要です。

【施策の方向③ 学校教育における男女共同参画・人権教育の推進】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|--------------|
| 10 | 【個性を生かす進路指導】 性別にとらわれず、自分の進路や職業選択を考えられるようキャリア教育を充実し、主体的に進路の選択ができるよう指導します。 | 指導室 |
| 11 | 【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。 | 指導室 学校教育室 |
| 12 | 【教職員への意識啓発】 性別にとらわれず一人ひとりの個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。 | |
| 13 | 【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。 | 指導室 |

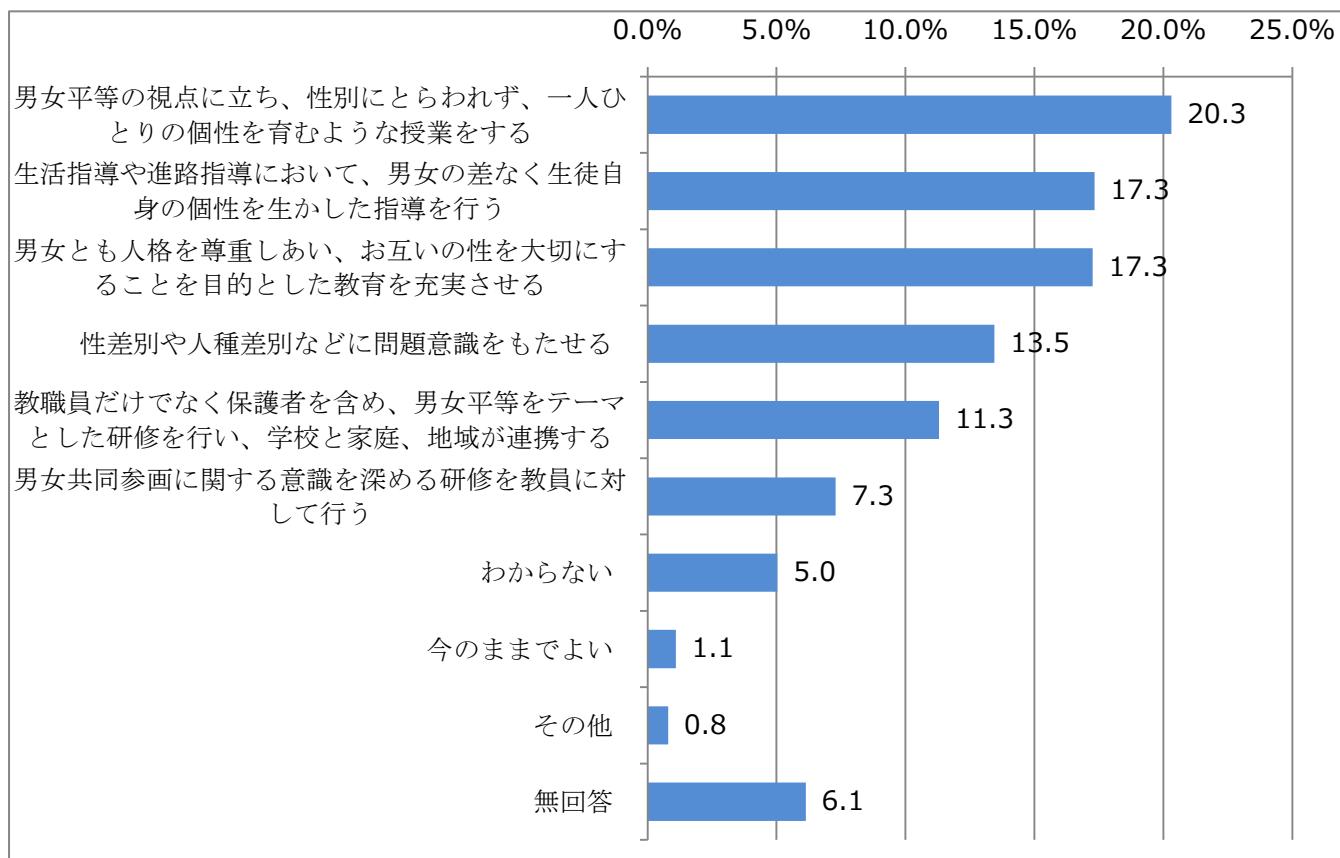
◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|----------------|----------------|--------------|
| 10 | 職場体験学習の実施 | 全小中学校で実施 | 指導室 |
| 11 | 性教育に関する研修への参加 | 全小中学校から各1名以上参加 | 指導室 学校教育室 |
| 12 | 学校訪問による指導助言 | | |
| 13 | 人権教育に関する研修への参加 | 全小中学校から各1名以上参加 | 指導室 |

【施策の方向④ 家庭・地域社会における学習機会等の充実】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|--|--------|
| 14 | 【講座等の開催】 講座等の開催にあたっては、社会的性別 ^{※2} にとらわれず、広く参加者を募集します。 | 市民センター |
| 15 | 【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育の重要性を学ぶ学習機会を設けます。 | 市民センター |
| 16 | 【教育相談事業】 保護者が抱える児童・生徒の学習、交友関係などに関する悩み等を解消するため教育相談を実施します。 | 指導室 |

学校教育で男女平等意識を深める方法



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

※2 社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれついての生物的性別(セックス/SEX)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力を根絶する環境づくり

(DV防止基本計画含む)

暴力は、個人の人権に対する最大の侵害であり、どのような理由があっても決して許されない行為です。すべての人の人権が尊重され、暴力の無い社会を築かなければなりません。

特にDV^{※3}は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その影響は同居の子どもにも及びます。その多くが家庭内で起こり人目に触れないことが多いため、表面化せず被害が深刻化しやすい傾向があります。

暴力は、身体への危害だけでなく精神的な暴力、性的な暴力など色々な形で存在します。近年のSNS^{※4}の広がりなどによりその形態が複雑化・多様化してきている現状を踏まえ、様々な機会を通じて、その根絶に向けた啓発活動を推進する必要があります。中でも、将来の被害者・加害者をつくりないために、若年層に対してのデートDV^{※5}をはじめとする、あらゆる暴力に対する予防啓発の取組が重要です。

また、被害者に対し自身の被害への気づきを促す情報を提供するとともに、相談窓口の周知を進め、関係機関との連携の強化により、安心して相談できる体制の充実を図ります。

課題3 暴力を許さない環境の整備

DVに関してはメディアなどで全国的に周知され啓発が進んできていますが、意識調査の結果では、DV被害について相談しなかった理由について「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」との回答が上位を占め、多くの方が自身を被害者と思っていない傾向がみられます。特に若年層に起こるデートDVなどは被害を認識しにくいため、DVに対する理解を深めることができるよう広報・啓発を推進し、DVを許さない意識を醸成していくことが大切です。

また、被害を認識しても様々な理由から誰にも相談できずにいる現状もみられ、被害について早期に発見し、対応することが求められています。

昨今はJKビジネス^{※6}などの新たな課題も出てきていることから、若年層に対して積極的に啓発活動を行うとともに多様な広報媒体を利用した広報活動を実施し、暴力のない安心で安全な社会環境の整備を進める必要があります。

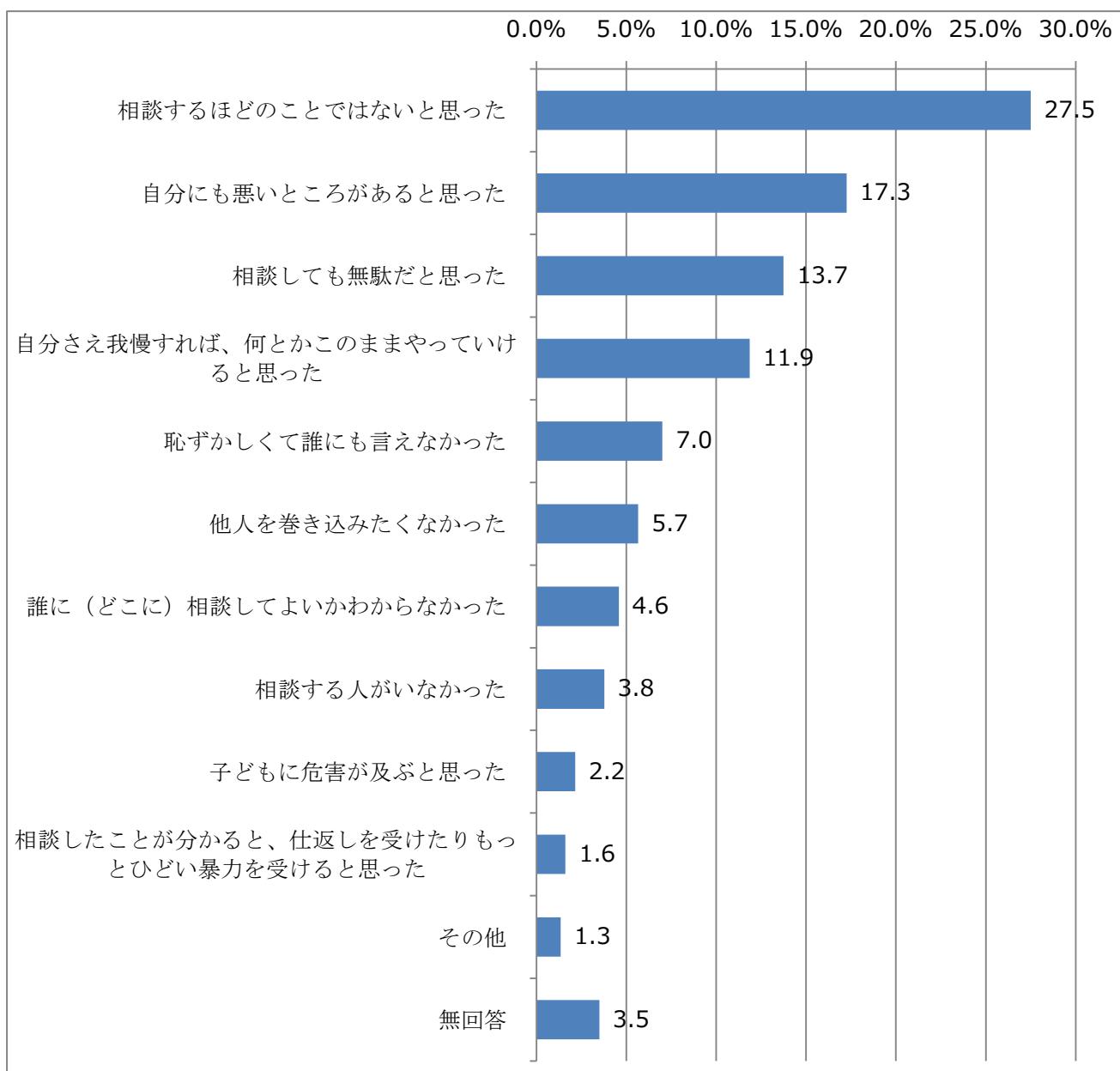
※3 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者・パートナー関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※4 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

DV被害について相談しなかった理由



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」（平成28年度）

※5 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※6 JKビジネス

女子高校生であることを売りにしている客商売、少女と密に接することができる点を付加価値としているサービスの総称。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力を根絶する環境づくり

【施策の方向⑤ 人権尊重と暴力防止の意識づくり】 **重点**

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|------------|---|--------------|
| 再掲 (11) | 【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。 | 指導室 学校教育室 |
| 再掲 (13) | 【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。 | 指導室 |
| 17 | 【DVについての啓発】 チラシの配布や「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは人権侵害であることを周知します。 | 企画室 |
| 18 | 【児童虐待防止対策】 児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。 | 子育て支援課 |
| 19 | 【セクシュアルハラスメント等の防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメント ^{※7} やマタニティハラスメント ^{※8} 等の防止に関する啓発を行います。 | 観光商工課 |
| 20 | 【DV予防セミナー実施の促進】★新規★ 生徒を対象としたDV予防セミナーの実施について、高等学校へ働きかけます。 | 企画室 |
| 21 | 【千葉科学大学と連携した広報啓発の実施】★新規★ デートDV等の被害防止のため、大学生に対する啓発活動を実施します。 | 企画室 |

※7 セクシュアルハラスメント

「性的嫌がらせ」をいう。相手側の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させることがある。また、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうる。

※8 マタニティハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取り扱いを行うこと。

◆指標◆

| 事業No. | 指 標 名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|---------------------|-------|------|
| 17 | 広報紙を利用したDVについての啓発 | 年1回以上 | 企画室 |
| | DV防止に関するチラシの隣組回覧 | 年1回 | |
| 21 | 千葉科学大学生へのDV防止に関する啓発 | 年1回以上 | 企画室 |

【施策の方向⑥ 暴力の早期発見・早期相談に向けた環境づくり】

| 事業No. | 【事 業 名】 事 業 の 内 容 | 担当部署 |
|-------|--|------------------------|
| 22 | 【早期発見への取組】 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問などを通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。 | 子育て支援課 保健事業室 |
| 23 | 【児童の見守り】 PTA等と協力し、登下校時など、児童の安全を見守るための活動を行います。 | 指導室 |
| 24 | 【相談窓口に関する広報の充実】 多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口の周知を図ります。 | 企画室 障害支援室 子育て支援課 |
| 25 | 【外国人のDV被害者への情報提供】★新規★ 外国人向けリーフレットなどを活用し、多言語で相談窓口の周知を図ります。 | 企画室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指 標 名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|-----------------------|---------|--------|
| 22 | 乳幼児健診未受診者の現状把握 | 未把握0件 | 保健事業室 |
| 23 | PTA等と協力した登下校の見守り活動の実施 | 全小学校で実施 | 指導室 |
| 24 | DV相談カード等の新規配置 | 年1か所以上 | 企画室 |
| | 子育てLINEを利用した相談窓口の周知 | 年1回以上 | 子育て支援課 |

課題4 DV被害者支援の充実

DV被害者の自立に向けては、生活資金の調達や離婚、就職など様々な問題の解決が必要となります。個々のケースに対応したきめ細やかな支援を行うために、DV相談員等の資質の向上を図り、自立に必要な制度の活用などを的確に行う必要があります。

また、関係部署・機関が連携し、情報を共有しながら被害者に寄り添った支援体制を充実させることが重要です。

専門相談員の配置と相談従事者の研修機会の充実を図り、切れ目のない支援を行います。

【施策の方向⑦ 安心して相談できる体制づくり】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|--|-----------------|
| 26 | 【相談体制の充実】 DV相談員、家庭相談員等が連携し、相談体制の充実を図ります。 | 障害支援室 子育て支援課 |
| 27 | 【DV相談員等の研修機会の充実】 被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、DV相談員等の研修機会を充実させます。 | 子育て支援課 |
| 28 | 【人権侵害に対する相談の充実】 人権相談の充実や法務局との連携を図ります。 | 秘書広報課 |
| 29 | 【市民相談センター運営の充実】★新規★ 誰もが安心して相談できるよう、市民相談センターの運営の充実に努めます。 | 秘書広報課 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|-----------------|-------|--------|
| 27 | DV相談員等への研修機会の提供 | 年1回以上 | 子育て支援課 |
| 28 | 人権相談の実施 | 月1回 | 秘書広報課 |

【施策の方向⑧ 関係機関との連携による支援体制の充実】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-----------------|
| 30 | 【DV被害者の支援】 関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行います。 | 子育て支援課 |
| 31 | 【要保護児童対策地域協議会の活用】 児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会※9の活用を図ります。 | 子育て支援課 |
| 32 | 【緊急保護協力施設との連携】 介護施設等と協力し、虐待などにより緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します。 | 障害支援室 高齢者福祉課 |
| 33 | 【高齢者・障害者虐待防止支援体制の強化】 障害者虐待防止センターの設置や関係機関との連携強化により、適切な支援を行います。 | 障害支援室 高齢者福祉課 |
| 34 | 【秘密保護の徹底】★新規★ DV被害者の安全確保に十分配慮し、関係機関や庁内の関係各課が連携し個人情報保護の徹底を図ります。 | 各窓口担当部署 |

※9 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するため地方公共団体が設置した協議会のこと。

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり

(女性活躍推進計画含む)

人口減少社会を迎える中で社会の活力を維持していくために、職場や地域活動などあらゆる場面で“女性の力”を活かしていこうという機運が高まっています。“女性の力”的発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい地域社会づくりにつながることが期待されます。

男女がともに輝き、活動できる地域社会を実現するために、従来の男性中心の働き方や長時間労働などを見直し、男性の家庭や地域への主体的・積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランス^{※10}の実現に向けた取組を推進します。

課題5 労働の場における男女共同参画の促進

女性の働く環境は「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など法制面の充実が図られたことにより徐々に改善されつつありますが、意識調査では4割以上の方が「職場では男性のほうが優遇されている」と回答しており、雇用や待遇面において、今もなお男女の格差があるのが現状です。

働く女性の約5割が第一子の出産を機に離職しているため、女性の労働率は30歳代で低くなる「M字カーブ^{※11}」を描いており、この解消が望まれます。意識調査では、女性が就労を継続するうえで障害となっている原因について、雇用主の理解や職場の条件が不十分なことがあげられています。

のことから、事業者などに対し、女性の就労継続が可能となる職場環境の整備や働きやすい職場づくりについて、積極的に働きかけを行っていくことが必要です。

また、本市の基幹産業である農水産業の振興においては、女性が重要な役割を果たしています。さらに女性の力を活かすため、経営への参画を促進することが重要です。

※10 ワーク・ライフ・バランス

仕事と仕事以外の生活(家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など)が、自らが希望するバランスで展開できる状態。「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。

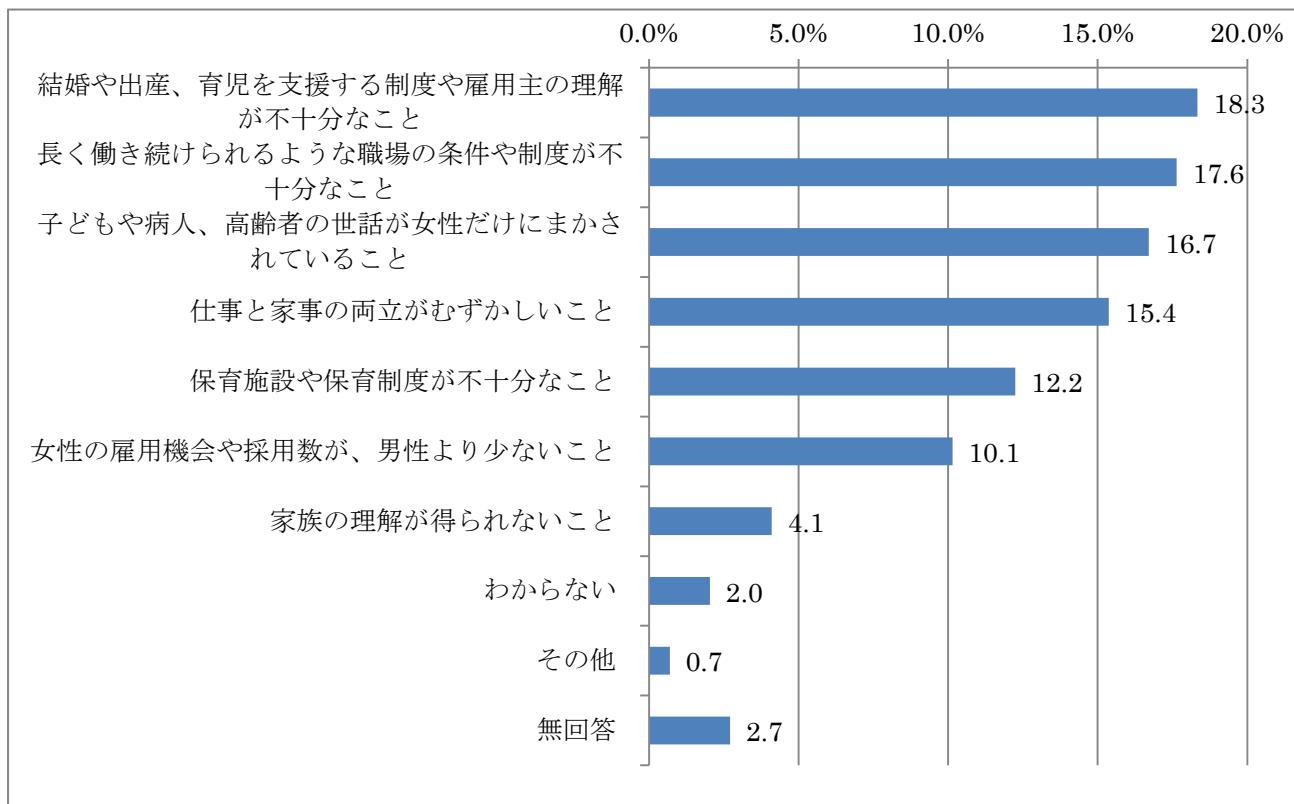
※11 M字カーブ

日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの“M”のような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

【施策の方向⑨ 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|------------|--|-------|
| 再掲 (19) | 【セクシュアルハラスメント等の防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に関する啓発を行います。 | 観光商工課 |
| 35 | 【雇用分野の法律等の周知】 「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など雇用分野の法律や制度の周知を図ります。 | 観光商工課 |
| 36 | 【女性の職業能力開発に関する情報提供】 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報を提供します。 | 観光商工課 |
| 37 | 【再就職・起業に関する情報提供】★新規★ 結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業に関する情報を提供します。 | 観光商工課 |
| 38 | 【市内事業所との連携】★新規★ 職場における「固定的な性別役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所などからの意見聴取と情報提供に努めます。 | 企画室 |

女性が仕事を持ち続けるうえでの障害



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

【施策の方向⑩ 農水産業における男女共同参画の促進】 **重点**

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|------------|
| 39 | 【家族経営協定の締結促進】 家族経営協定 ^{※12} の締結を促進します。 | 水産課 農産課 |
| 40 | 【漁業士、農業士等の認定促進】 女性の漁業士や農業士などの認定を促進します。 | 水産課 農産課 |
| 41 | 【農業委員への登用促進】 農業委員への女性登用について働きかけます。 | 農業委員会事務局 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|------------|------------------------|------------|
| 39 | 家族経営協定の締結数 | 150 経営体 (新規締結年1件以上) | 水産課 農産課 |

※12 家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境(労働時間、報酬等)などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「固定的な性別役割分担意識」の解消や仕事中心の生き方、長時間労働等の働き方の見直しなど、社会全体の意識改革が必要です。

男女がともに、仕事と育児や介護などの家庭生活との両立や地域社会への参画を図りながら、働き続けることが出来るよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や、仕事と子育て・介護等の両立のための支援の充実を図るとともに、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促進します。

【施策の方向⑪ 働き方改革の促進】 **重点**

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-------|
| 42 | 【一般事業主行動計画策定の周知】 従業員101人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられていることを周知します。 | 観光商工課 |
| 43 | 【ワーク・ライフ・バランスの周知】 関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて周知を図ります。 | 観光商工課 |
| 44 | 【育児・介護休業制度等の周知】 育児休業、介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度に関する周知を図ります。 | 観光商工課 |
| 45 | 【市の男性職員における育児参加の推進】 地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。 | 人事室 |
| 46 | 【市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。 | 人事室 |
| 47 | 【協議会の設置】★新規★ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行う、協議会の設置について検討します。 | 企画室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|-------------------|-------------------|-------|
| 43 | ワーク・ライフ・バランスの周知 | 年1回以上 | 観光商工課 |
| 45 | 育児休業取得率（市職員） | 女性 100% 男性 20% | 人事室 |
| 47 | 協議会設置に向けた意見交換会の開催 | 年1回以上 | 企画室 |

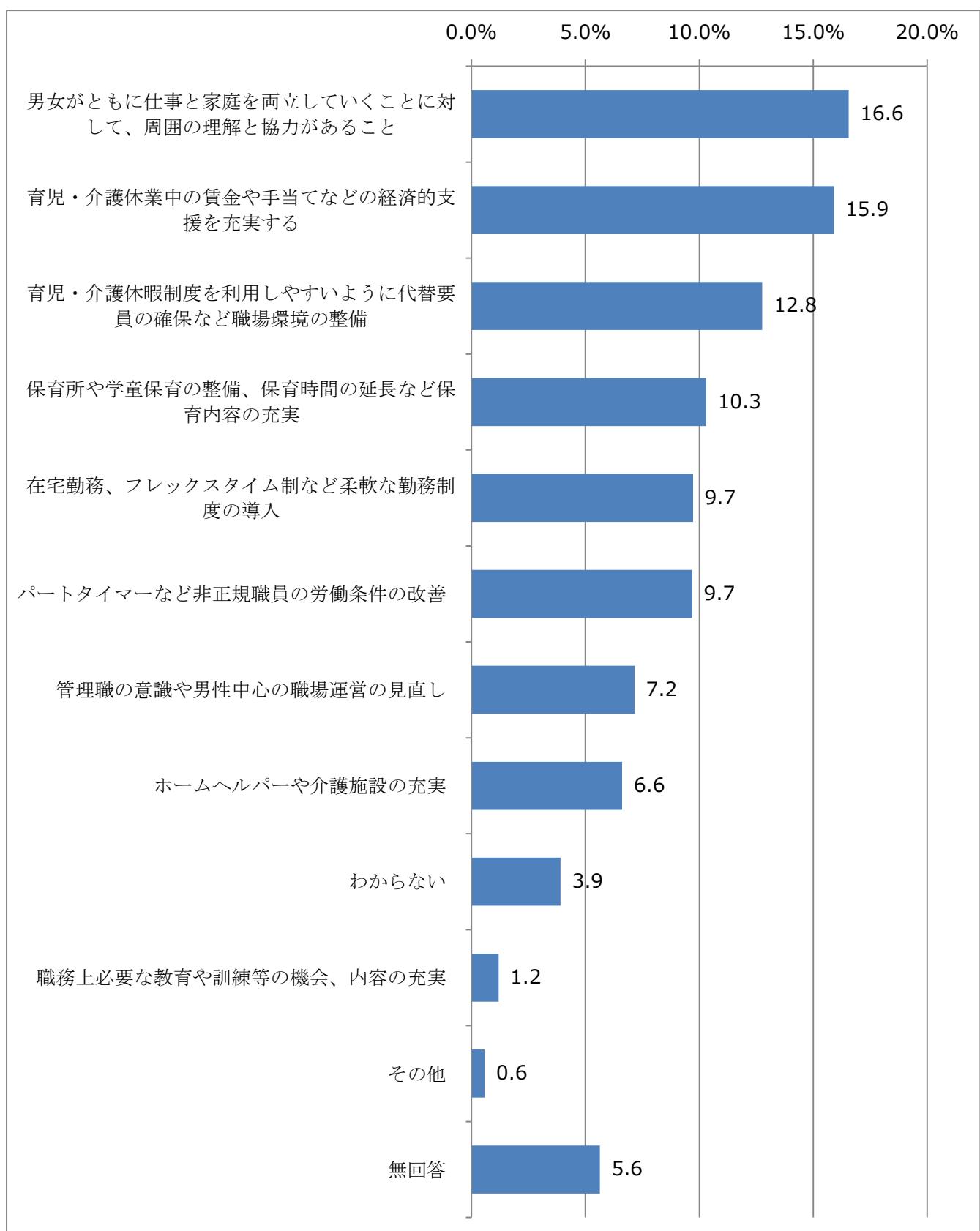
【施策の方向⑫ 仕事と育児・介護等の両立支援】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-----------------|
| 48 | 【保育サービスの充実】 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 49 | 【男性の育児参加促進】 「ママパパ学級」を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します。 | 保健事業室 |
| 50 | 【介護サービス情報の提供】 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。 | 高齢者福祉課 |
| 51 | 【病児保育事業】 急病時の保育に対応するため、病児保育事業の実施について検討を進めます。 | 子育て支援課 |
| 52 | 【放課後の居場所づくり】 日中、保護者が在宅していない児童等に対し、適切な生活の場を与えられるよう放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの充実を図ります。 | 障害支援室 子育て支援課 |
| 53 | 【固定的な性別役割分担意識の軽減】★新規★ 男性・子どもを対象とした料理教室を開催し「固定的な性別役割分担意識」の軽減を図ります。 | 保健事業室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|----------------|-----|--------|
| 52 | 放課後児童クラブの待機児童数 | 0人 | 子育て支援課 |

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり

【施策の方向⑬ 子育て支援の充実】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|----------------|
| 54 | 【子育て広場の実施】 在宅での子育てを支援するため、交流の場を提供します。 | 子育て支援課 |
| 55 | 【地域子育て支援センターの運営】 子育て相談等に対応するため地域子育て支援センター ^{※13} の運営を支援します。 | 子育て支援課 |
| 56 | 【おはなし会等の実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援するため、「おはなし会」等を開催します。 | 公正図書館 |
| 57 | 【ファミリーサポートセンターの検討】 ファミリーサポートセンター ^{※14} の開設について研究、検討を進めます。 | 子育て支援課 |
| 58 | 【子育てに関する講座等の実施】★新規★ 子育て支援等に関する講座・講演会を実施します。 | 子育て支援課 |
| 59 | 【LINEによる子育て支援に関する情報提供】★新規★ 子育てLINEを活用し、子育て支援に関する情報提供に努めます。 | 子育て支援課 |
| 60 | 【こんにちは赤ちゃん事業】★新規★ 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、子育てに関する情報提供や、不安・悩みなどの相談を実施します。 | 子育て支援課 |
| 61 | 【インフルエンザ予防接種費用の助成】★新規★ 子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。 | 健康・地域医療 推進室 |
| 62 | 【子ども医療費の助成】★新規★ 子どもの通院または入院時の医療費の一部を、18歳になる年度末まで助成します。 | 子育て支援課 |
| 63 | 【ブックスタートの実施】★新規★ 絵本を通じて、保護者と乳児が良好な関係を結べるよう支援するため「ブックスタート」を実施します。 | 公正図書館 |

※13 地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設のこと。

※14 ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

◆指標◆

| 事業No. | 指 標 名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|----------------------|----------|--------|
| 54 | 子育て広場の開設日数 | 週5日 | 子育て支援課 |
| 56 | 子育て支援としての「おはなし会」等の実施 | 年1回以上 | 公正図書館 |
| 58 | 子育てフォーラムの開催 | 年1回以上 | 子育て支援課 |
| 59 | 子育てLINE利用者数 | 2,000人登録 | 子育て支援課 |
| 60 | こんにちは赤ちゃん事業 | 全戸訪問 | 子育て支援課 |
| 63 | ブックスタートの実施 | 月1回 | 公正図書館 |

課題7 あらゆる分野における女性活躍の促進

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において女性の活躍を推進する必要があります。しかし、平成29年度の市の審議会等への女性委員の登用率は23.2%にとどまるなど、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として不十分な状況であり、積極的改善措置^{※15}をとる必要があります。

市政においては、女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、審議会等への女性の登用を促進するとともに、性別によらない適材適所の人事配置に努めています。

また、豊かで活力ある地域社会の形成のため、若者から高齢者まで幅広い世代や多様な地域住民がそれぞれの立場やライフスタイルに応じて、様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりを推進する必要があります。女性の参画が少ない防災分野においても、東日本大震災の経験を活かし、女性の視点を盛り込んだ避難所の運営や女性消防団員の育成を積極的に進め、男女共同参画の推進を図ります。

※15 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり

【施策の方向⑭ 市政における女性の参画促進】 **重点**

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-------|
| 64 | 【女性の意見聴取機会の確保】 多様な広聴活動を展開し、女性の意見を聴取する機会の確保に努めます。 | 秘書広報課 |
| 65 | 【審議会等への市民公募促進】 意欲のある男女が広く市政に参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。 | 企画室 |
| 66 | 【審議会等への女性委員登用の推進】 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率（30%）の達成を目指します。 | 企画室 |
| 67 | 【女性職員の育成】 各種研修への参加を促進することにより、女性職員の行政能力向上に努めます。併せて、公務員として男女の隔たりなく職務・職責を全うするため、女性職員、職場全体の意識改革に努めます。 | 人事室 |
| 68 | 【女性職員の登用推進】 職員の意欲、能力などを考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく登用を図ります。また、職域拡大を図り、女性の登用を進めます。 | 人事室 |
| 69 | 【女性人材リストの活用】★新規★ 女性人材情報を整備し、活用を促進します。 | 企画室 |
| 70 | 【市職員におけるセクシュアルハラスメント等の防止】★新規★ 市職員を対象にセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発を行い、相談等にも適切に対応します。 | 人事室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|-----------------|--------------------------|------|
| 66 | 審議会等における女性委員の割合 | 30% | 企画室 |
| 68 | 女性管理職の割合（市職員） | 課長相当職 20% 課長補佐相当職 30% | 人事室 |

【施策の方向⑯ 地域活動における男女共同参画の促進】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|--------|
| 71 | 【市民団体の活動支援】 市民活動を支援するため、まちづくりサポートルームの利用を促すとともに、市ホームページ等を活用し、市民活動に必要な情報を提供します。 | 総務室 |
| 72 | 【生涯学習活動支援】 市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、拠点となる市民センターの利用促進を図ります。 | 市民センター |
| 73 | 【市主催事業における託児サービスの充実】 乳幼児を抱えた世代の社会参画を支援するため、市主催事業における託児サービスの実施について働きかけます。 | 企画室 |
| 74 | 【高齢者の地域活動と社会参加の促進】 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会参加ができるようシニアクラブやシルバー人材センターへの活動支援を行います。 | 高齢者福祉課 |

【施策の方向⑯ 防災における女性活躍の促進】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|--|-------|
| 75 | 【女性の視点を盛り込んだ備蓄物資の整備】 備蓄物資の選定に際しては、女性の避難生活等に配慮するとともに、各家庭においても家族構成に応じた生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努めます。 | 危機管理室 |
| 76 | 【婦人防火クラブ員の育成】 婦人防火クラブ員を対象に火災予防や災害時の適正な対応、応急救護方法などについての講習や研修を実施し、地域住民の自主防災意識の高揚と共助体制を確立できるよう支援します。 | 消防本部 |
| 77 | 【女性消防団員の育成】 消防団員として必要な訓練や講習会を実施します。また、新規の女性団員を増やすための入団促進PRを積極的に実施します。 | 消防本部 |
| 78 | 【女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり】★新規★ 地域防災計画が女性の視点を盛り込んだ計画となっているか点検し必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、男女共同参画の視点に配慮した災害対策を進められるよう女性の参画を促進します。 | 危機管理室 |
| 79 | 【自主防災組織の育成】★新規★ 自主防災組織に女性の経験や能力を活用するため、男女の区別なく防災士の育成に努めます。 | 危機管理室 |

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり

◆指標◆

| 事業No. | 指 標 名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|----------------------|-----|------|
| 76 | 婦人防火クラブ員の育成講習・研修会の実施 | 年3回 | 消防本部 |
| 77 | 女性消防団員への訓練・講習会の実施 | 年5回 | 消防本部 |

基本目標IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

すべての人が、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいを持って生活することは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生活していくことが重要です。特に女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要があります。

私たちは性別だけでなく、年齢や国籍、障害の有無、職業など様々な違いの中で生活しています。地域の中には、これらの違いにより「支援」を必要とする人々がいます。誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、生活課題を抱えている人や支援を必要とする人に適切な支援ができるよう制度の充実を図ります。

課題8 生涯を通じた心身の健康づくり

誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいのある生活を送るためにには、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージ（思春期・妊娠・出産・更年期・高齢期）の特徴や健康課題に応じて健康づくりに主体的に取り組む必要があります。

また、働く女性の増加や出産年齢の高齢化など、女性の健康を取り巻く環境の変化がみられる中、安心して安全に子どもを産むための健康支援の充実はますます重要になっています。

市民が心や体の健康について正しい知識をもち、自発的に健康管理に努めることができるよう、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠から子育てまで切れ目なく、女性の健康支援を行います。

【施策の方向⑯ 男女の健康保持への支援】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-------|
| 80 | 【健康診査の充実】 健康診査に対する理解を深めるため、わかりやすい情報提供と受診しやすい体制の整備に努めます。 | 保健事業室 |
| 81 | 【生涯にわたる健康づくり支援】 年代や生活環境に応じた健康教育や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。 | 保健事業室 |
| 82 | 【こころの健康支援】 うつ病など、こころの病に関する相談及びカウンセリングを実施します。 | 保健事業室 |

基本目標IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|---------|
| 83 | 【性差に応じた健康支援の推進】 男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。 | 保健事業室 |
| 84 | 【スポーツを通じた健康の保持・増進】 老若男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。 | スポーツ振興室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|----------|-----|-------|
| 83 | がん検診の受診率 | 50% | 保健事業室 |

【施策の方向⑯ 妊娠・出産期における女性の健康支援】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|-----------------|
| 85 | 【妊娠期における健康支援】 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、母子健康手帳発行時に保健師等による健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します。 | 保健事業室 |
| 86 | 【産婦新生児訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。 | 保健事業室 |
| 87 | 【出産期における健康支援】 母子の健康な生活を支援するため、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。 | 保健事業室 |
| 88 | 【子育て世代包括支援センターの活用】★新規★ 妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援の充実を図ります。 | 子育て支援課 保健事業室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|-----------|------|-------|
| 86 | 産婦新生児訪問事業 | 全戸訪問 | 保健事業室 |

課題9 安心して暮らせる環境の整備

平成27年の国勢調査では市内で高齢者のいる世帯が全体の半数を超えており、急速に高齢化が進行しています。また、単身世帯も増加しているため、高齢者や障害のある人が地域で孤立することなく、元気で自分らしく生活できるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行う必要があります。

ひとり親家庭では、仕事・家事・育児等すべてを一人で担うことが多く、経済・教育・健康面などで負担が大きくなっているため、生活安定のため個々の状況に応じた自立支援が必要です。

また、外国人住民は日本語でのコミュニケーションを取りにくくこともあり、生活に必要な情報が得にくいだけでなく家庭生活や子育てにおける慣習の違いに戸惑うことも少なくないため、安心した生活が送れるよう、必要な情報をわかりやすい方法で提供します。

【施策の方向⑯ 高齢者、障害者施策の充実】 **重点**

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|--|--------|
| 89 | 【出前講座等の充実】 介護予防や介護者の健康づくりに関する講座等を開催するとともに出前講座を実施します。 | 高齢者福祉課 |
| 90 | 【相談支援体制の充実】 障害のある人の相談に対し、きめ細かい対応ができるよう、基幹相談支援センター ^{※16} に専門職を配置するとともに、海匝圏域内で情報連携を行い広域間支援体制を構築します。 | 障害支援室 |
| 91 | 【就労支援体制の充実】 障害のある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会 ^{※17} の充実を図るとともに各機関との連携を進めます。 | 障害支援室 |
| 92 | 【自立への基盤づくり】 障害のある人が、地域の中で自分らしく生活できるよう、地域の特性や状況に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。 | 障害支援室 |
| 93 | 【集いの場づくり】★新規★ 認知症の方や家族が交流する認知症カフェや、高齢者が運営する交流サロン等の通いの場の設置を支援します。 | 高齢者福祉課 |

※16 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者などの相談支援に関する業務を総合的、専門的に行う。

※17 地域自立支援協議会

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連絡の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

基本目標IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

◆指標◆

| 事業No. | 指 標 名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|--------------------|---------------|--------|
| 93 | 認知症カフェ（オレンジカフェ）の増設 | 4か所 (全6か所) | 高齢者福祉課 |

【施策の方向⑩ ひとり親家庭等の自立支援】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|--------|
| 94 | 【ひとり親家庭等に対する就労支援】 就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供や給付を行い、就労を支援します。 | 子育て支援課 |
| 95 | 【ひとり親家庭等に対する経済的支援】 手当の支給、医療費助成などを通じ、生活の安定を図ります。 | 子育て支援課 |

【施策の方向⑪ 外国人が安心して暮らせる環境づくり】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|--------------|
| 再(25) | 【外国人のDV被害者への情報提供】 外国人向けリーフレットなどを活用し、多言語で相談窓口の周知を図ります。 | 企画室 |
| 96 | 【外国人母子等に対する就労支援】 日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、就労支援を行います。 | 子育て支援課 |
| 97 | 【外国人児童生徒への支援】 外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実に努めます。 | 指導室 学校教育室 |
| 98 | 【多言語化の推進】★新規★ 外国人の定住支援のため、多言語による情報提供や“やさしい日本語”的使用を促進します。 | 企画室 |
| 99 | 【生活支援のための情報提供】★新規★ 市ホームページ等を活用し、外国人へ災害時や暮らしに必要な情報を多言語でわかりやすく提供します。 | 秘書広報課 企画室 |

◆指標◆

| 事業No. | 指 標 名 | 目標値 | 担当部署 |
|-------|------------|------|--------------|
| 97 | 日本語指導教室の設置 | 1校以上 | 指導室 学校教育室 |

基本目標V 計画の推進

男女共同参画社会を実現するための課題は幅広い分野にわたるため、計画の推進にあたっては全庁的な取組が必要です。施策を総合的かつ効果的に推進するため、府内の推進体制の強化・充実を図ります。

また、市だけでなく、国や県、近隣市町との連携を密にし、協力関係を築きながら問題解決にあたる必要があります。関係機関と連携した取組を進め、着実な計画の推進に努めます。

男女共同参画社会の形成を目指すには、行政のみの取組では不十分です。市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、取り組んでいくことが重要です。市内の企業や団体との協働を進め、着実な計画の推進を目指します。

課題 10 推進体制の充実

本計画を着実に実行し、基本理念を実現していくためには、事業の進捗状況を定期的に把握とともに必要に応じて内容を見直していく必要があります。取組の進行管理を徹底するために、毎年進捗状況について調査し、銚子市男女共同参画計画推進本部及び銚子市男女共同参画計画推進委員会へ報告します。

横断的に事業を実施するために府内関係各課の連携強化を図るとともに、引き続き国や県、他市町村と協力しながら事業を実施していきます。また、行政だけでなく市民等との協働を進め、より効果的な施策の推進に努めます。

【施策の方向② 府内推進体制の強化】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|--|------|
| 100 | 【府内推進組織の設置】 計画の実効性を高めるため、府内に男女共同参画推進に取り組む組織を設置します。 | 企画室 |
| 101 | 【計画の進行管理】 年度ごとに計画に登載された事業の取組状況を調査・把握し、銚子市男女共同参画計画推進委員会等へ報告します。 | 企画室 |

【施策の方向⑬ 市民や企業・団体との連携】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|------------|--|------|
| 再掲 (38) | 【市内事業所との連携】 職場における「固定的な男女の役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所等からの意見聴取と情報提供に努めます。 | 企画室 |
| 102 | 【市民団体等との連携】★新規★ 多様性を認める社会づくりのため、国際交流協会をはじめとする各団体と連携していきます。 | 企画室 |
| 103 | 【銚子市男女共同参画計画推進委員会への市民参画】★新規★ 委員の登用にあたっては、各団体からの推薦委員に加えて若い世代からの公募に配慮し、幅広い視点から多様な意見の聴取に努めます。 | 企画室 |

【施策の方向⑭ 国・県他市等との連携】

| 事業No. | 【事業名】 事業の内容 | 担当部署 |
|-------|---|------|
| 104 | 【国・県との連携】 国や県の事業を活用し施策を実施します。また会議や研修会へ参加し情報交換に努め、協力・連携を図ります。 | 企画室 |
| 105 | 【他市町村との連携】 ちば男女共同参画行政担当者会議等において、他市町村との情報や意見の交換に努め、より良い施策の実施に努めます。 | 企画室 |
| 106 | 【千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用】 市民の中から千葉県男女共同参画地域推進員 ^{※18} を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを促進するとともに近隣市との共同事業を実施します。 | 企画室 |

※18 千葉県男女共同参画地域推進員

地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

指標一覧

| 基本目標 | 指標No | 事業No | 指標名 | 目標値 | 担当部署 |
|--------------------------|------|------|-------------------------|--------------------------|--------------|
| 人権が尊重され、社会づくりの 基盤をつくる | 1 | 1 | 講座・講演会の開催 | 年1回以上 | 企画室 |
| | 2 | 3 | 人権意識啓発活動の実施 | 年2回以上 | 秘書広報課 |
| | 3 | 4 | ホームページ等での情報発信 | 月1回以上 | 企画室 |
| | 4 | 6 | 研修会等の実施 | 年1回以上 | 障害支援室 |
| | 5 | 9 | 男女共同参画に関する図書の企画展開催 | 年1回以上 | 公正図書館 |
| | 6 | 10 | 職場体験学習の実施 | 全小中学校で実施 | 指導室 |
| | 7 | 11 | 性教育に関する研修への参加 | 全小中学校から各1名以上参加 | 指導室 学校教育室 |
| | 8 | 12 | 学校訪問による指導助言 | 全小中学校で実施 | 指導室 |
| | 9 | 13 | 人権教育に関する研修への参加 | 全小中学校から各1名以上参加 | 指導室 |
| 根絶する環境づくり あらゆる暴力を | 10 | 17 | 広報紙を利用したDVについての啓発 | 年1回以上 | 企画室 |
| | 11 | | DV防止に関するチラシの隣組回覧 | 年1回 | 企画室 |
| | 12 | 21 | 千葉科学大学生へのDV防止に関する啓発 | 年1回以上 | 企画室 |
| | 13 | 22 | 乳幼児健診未受診者の現状把握 | 未把握0件 | 保健事業室 |
| | 14 | 23 | P T A等と協力した登下校の見守り活動の実施 | 全小学校で実施 | 指導室 |
| | 15 | 24 | DV相談カード等の新規配置 | 年1か所以上 | 企画室 |
| | 16 | | 子育てLINEを利用した相談窓口の周知 | 年1回以上 | 子育て支援課 |
| | 17 | 27 | DV相談員等への研修機会の提供 | 年1回以上 | 子育て支援課 |
| | 18 | 28 | 人権相談の実施 | 月1回 | 秘書広報課 |
| III 男女がともに輝き、活動できる地域づくり | 19 | 39 | 家族経営協定の締結数 | 150経営体 (新規締結年1件以上) | 水産課 農産課 |
| | 20 | 43 | ワーク・ライフ・バランスの周知 | 年1回以上 | 観光商工課 |
| | 21 | 45 | 育児休業取得率(市職員) | 女性 100% 男性 20% | 人事室 |
| | 22 | 47 | 協議会設置に向けた意見交換会の開催 | 年1回以上 | 企画室 |
| | 23 | 52 | 放課後児童クラブの待機児童数 | 0人 | 子育て支援課 |
| | 24 | 54 | 子育て広場の開設日数 | 週5日 | 子育て支援課 |
| | 25 | 56 | 子育て支援としての「おはなし会」等の実施 | 年1回以上 | 公正図書館 |
| | 26 | 58 | 子育てフォーラムの開催 | 年1回以上 | 子育て支援課 |
| | 27 | 59 | 子育てLINE利用者数 | 2,000人登録 | 子育て支援課 |
| | 28 | 60 | こんにちは赤ちゃん事業 | 全戸訪問 | 子育て支援課 |
| | 29 | 63 | ブックスタートの実施 | 月1回 | 公正図書館 |
| | 30 | 66 | 審議会等における女性委員の割合 | 30% | 企画室 |
| | 31 | 68 | 女性管理職の割合(市職員) | 課長相当職 20% 課長補佐相当職 30% | 人事室 |
| | 32 | 76 | 婦人防火クラブ員への育成講習・研修会の実施 | 年3回 | 消防本部 |
| | 33 | 77 | 女性消防団員への訓練・講習会の実施 | 年5回 | 消防本部 |
| IV 安心ましまし、誰もが暮らせる健康で | 34 | 83 | がん検診の受診率 | 50% | 保健事業室 |
| | 35 | 86 | 産婦新生児訪問事業 | 全戸訪問 | 保健事業室 |
| | 36 | 93 | 認知症カフェ(オレンジカフェ)の増設 | 4か所 (全6か所) | 高齢者福祉課 |
| | 37 | 97 | 日本語指導教室の設置 | 1校以上 | 指導室 学校教育室 |

資料

第3次銚子市男女共同参画計画の策定経過

| | |
|---------------------|--|
| 平成28年12月 | 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施 |
| 平成29年7月13日(木) | 平成29年度第1回銚子市男女共同参画計画推進本部会議開催 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・平成28年度男女共同参画計画取組状況報告について・第3次計画策定方針及び予定について |
| 平成29年8月1日(火) | 各課に男女共同参画計画推進本部幹事会部会員を置き研修会を開催 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・計画の策定方針と今後の予定について・研修会「男女共同参画の取り組みをどう推進するか」 ～女性活躍推進法の視点 第4次男女共同参画基本計画のポイントを中心に～ 講師 鹿嶋 敬氏（一般社団法人女性労働協会会長） |
| 平成29年9月1日(金) | 銚子市男女共同参画計画推進委員会を委嘱・第1回会議開催 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・銚子市の男女共同参画計画取組状況について・市民意識調査の結果について・第3次計画策定方針及び予定について |
| 平成29年10月24日(火) | DV計画策定について子育て支援課と協議実施 |
| 平成29年11月 | 計画策定に係るアドバイザーを委嘱 一般社団法人女性労働協会会長 鹿嶋 敬氏 |
| 平成29年11月8日～29日 | 子育て広場利用者アンケート実施 |
| 平成29年11月14日(火) | 銚子市男女共同参画計画推進委員会開催（第2回） 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・第3次計画の基本的な考え方、体系、施策、指標案について |
| 平成29年11月27日(月) | 女性活躍から始める「働き方改革意見交換会」実施 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・事例発表：「ワークライフバランス推進のための施策」 発表者 安藤 かおる氏（銚子信用金庫人事部副部長）・参加者による意見交換 |
| 平成29年12月19日(火) | 銚子市男女共同参画計画推進委員会開催（第3回） 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・第3次計画の素案について |
| 平成30年1月16日～ 2月8日 | パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none">・意見提出なし |
| 平成30年2月22日(木) | 銚子市男女共同参画計画推進委員会開催（第4回） 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・第3次計画最終案について |
| 平成30年2月23日(金) | 平成29年度第2回銚子市男女共同参画計画推進本部会議開催 第3次計画最終案決定 |
| 平成30年3月 | 第3次銚子市男女共同参画計画策定 |

銚子市男女共同参画計画推進委員会委員名簿

(平成30年3月現在：敬称略)

| 氏名 | 性別 | 所属等 | 備考 |
|---------|----|------------------|----------------|
| 橋 簡子 | 女 | 公募市民 | 一般公募 |
| 飯田 泉 | 女 | 公募市民 | |
| 木村 栄宏 | 男 | 千葉科学大学 | |
| ◎ 鎌木 正 | 男 | 匝瑳人権擁護委員協議会第一部会 | |
| 佐野 久子 | 女 | 銚子小中学校校長会 | |
| 宮内 利明 | 男 | 連合千葉 東総・香取地域協議会 | |
| 工藤 仁美 | 女 | 銚子労働基準監督署 | 関係団体からの 選出者 |
| 伊藤 陽子 | 女 | 銚子公共職業安定所 | |
| 鶴野 博一 | 男 | 銚子商工会議所 | |
| 藤元 香世 | 女 | 千葉県銚子水産事務所 | |
| 竹内 和江 | 女 | 千葉県海匝農業事務所 | |
| 大日方 洋一 | 男 | 千葉県海匝健康福祉センター | |
| 金尾 記子 | 女 | 千葉県男女共同参画計画地域推進員 | 地域推進員 |
| ○ 高橋 浪江 | 女 | 千葉県男女共同参画計画地域推進員 | |

◎委員長、○副委員長

| | |
|--------|----------------------|
| アドバイザー | 鹿嶋 敬（一般社団法人女性労働協会会長） |
|--------|----------------------|

第3次銚子市男女共同参画計画
平成30年3月

発行：銚子市
編集：銚子市政策企画部企画課
〒288-8601 銚子市若宮町1－1
電話 0479-24-8904 Fax 0479-25-4044
E-mail info@city.choshi.lg.jp